

東京農工大学職員組合

選挙細則

(総 則)

第 1 条 この細則は東京農工大学職員組合同規約（以後「規約」という）第 22 条にもとづき、これを定める。

(定 義)

第 2 条 この細則において中央役員とは、本組合の執行委員長、副執行委員長、書記長、執行委員、監査委員ならびに選挙管理委員をいう。

2 支部役員とは、支部の執行委員長、書記長、執行委員、選挙管理委員をいう。

(中央選挙管理委員)

第 3 条 中央選挙管理委員会（以後「委員会」という）は、委員の互選によって委員長 1 名を選出する。

第 4 条 委員会は、規約第 9 条第 3 項に掲げる職務を行う権限を有すると共に、この細則に定められた手続きに従って、公正に職務を遂行する義務を負うものとする。

(中央役員選挙)

第 5 条 中央役員選挙は、毎年大会前に行ない、選挙は組合員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全組合員の過半数によって決定される。

第 6 条 委員会は、投票の行われる 2 週間前までに、中央役員選挙に関する公示を行わなければならない。

第 7 条 前条に定める選挙の公示には次の事項が記載されていなければならない。

- (1) 選出すべき中央役員の名称とその定数
- (2) 立候補届の受付期間
- (3) 立候補届の様式
- (4) その他選挙に必要な事項

第 8 条 組合員は選挙において自ら立候補し、又推薦によって立候補することができる。但し、推薦による場合は 3 名以上の推薦者を必要とする。

第 9 条 自ら立候補する者、及び候補者を推薦しようとする者は、所定の立候補届を委員会に提出しなければならない。

第 10 条 立候補の受付期間は投票の行われる 1 週間前までとする。

第 11 条 選挙人名簿に記載された組合員はすべて立候補するとしないとにかかわらず選挙において投票の対象となる。

第 12 条 選挙人名簿は、全組合員の氏名を記したうえ、第 6 条に定められた公示の行なわれる以前に確定しなければならない。

第 13 条 選挙はそれぞれの中央役員定数までの無記名連記投票とする。但し、無効はその該当する部分のみとする。

第 14 条 投票用紙は委員会が定め、全組合員に交付する。

第 15 条 次の各号に該当する場合は、この投票を無効とする。但し、無効はその該当する部分のみとする。

- (1) 立候補者名簿に記載されていない氏名を記入しているもの。
- (2) ①前条に定める投票用紙を用いていないもの。
②同一姓の者が二名以上あるとき、姓のみを記入して、そのいずれとも判定しがたいものについては、その票数を該当候補者に平等に配分する。
- (3) 記入が不明確であって確認できないもの
- (4) その他委員会の適法な指示に違反しているもの。

第 16 条 当選は、得票数の多い者より決定する。但し、立候補者数が、当該役員定数に等しいか、あるいは達していない場合には信任投票を行い信任する者の数が、得票総数の 3 分の 1 以上あるとき、信任されたものとする。

第 17 条 役員定数に欠員を生じたときは、委員会は補欠選挙を行わなければならない。但し、特別の事情のある場合は、中央執行委員会にはかって、その補充を行うかどうかを決めることができる。

第18条 委員会は選挙の経過ならびに結果を大会に報告し、その承認を受けなければならない。

(代議員の選出)

第19条 大会の代議員の選出は、各支部毎に行い、選出の方法は各支部毎に別に定める。

第20条 中央執行委員会は規約7条第2項により、各支部毎の代議員定数を定める。但し、定数算定の基礎となる各支部組合員数は大会開催日の1か月前の組合員数とする。

(支部役員選挙)

第21条 支部役員選挙は、この規則に定めるところに準じ支部毎に別に定める。

附 則

- 1 この細則を改正するには、中央大会の承認を必要とする。
- 2 この細則は昭和40年10月19日より施行する。
- 3 この細則は1989年12月15日より施行する。
- 4 この細則は1997年12月5日より施行する。
- 5 この細則は1999年1月1日より施行する。
- 6 この細則は2005年12月1日より施行する。

1965年10月19日	制 定
1989年12月15日	一部改正
1997年12月5日	一部改正
1998年12月15日	一部改正
2005年12月1日	一部改正